

## 逗子文化プラザホール移動型パワードスピーカー仕様書

### 1 件名

逗子文化プラザホール移動型パワードスピーカー購入

### 2 調達台数

移動型パワードスピーカー 6台

### 3 詳細仕様

YAMAHA DZR12 同等品

### 4 納入方法

- ・移動型パワードスピーカー（YAMAHA DZR12 同等品）を別添の配置図のとおり「なぎさホール音響倉庫（4台）」、「さざなみホールピアノ庫（2台）」に納品すること。
- ・既存スピーカー（型式：Electro-Voice SxA250（W437mm×D333mm×H625mm））計6台を撤去、処分すること。

### 5 納品時間

原則、各日8時30分から17時00分まで

※ ホールの催事の関係で納品が出来ない場合があるので、具体的な納品日については、事前に相談すること。

### 6 納入期限

2024年（令和6年）9月30日

### 7 納入場所

逗子市逗子4丁目2番10号（逗子文化プラザホール）

### 8 その他

- （1）参考物品と同等以上の製品を納入する場合には、発注者に事前に資料を提示し、了承を得たものとする。
- （2）納品にあたっての運搬、指定場所への設置、調整、機器納入に付随する検査等に要する費用は、すべて受注者の負担とする。
- （3）搬入、設置、設定作業にあたっては、発注者の指示に従うこと。
- （4）搬入時は安全に留意し適切な現地養生を行い、発生したゴミ等は受注者が適性に処分すること。
- （5）産業廃棄物が搬出されるときは、受注者は、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより適正に処理されていることを確認するとともに発注者に提示しなければならない。ただし、検査時までには処理が完了していない場合は、完了している段階までの提示でよいものとする。また、受注者は、処理が完了した時点（検査後

も可)で、産業廃棄物管理表(紙マニフェスト)のE表の写し、または、電子マニフェストの受渡確認票の写しを、発注者に提出するものとする。

(6) 既存の物品の撤去・処分費用を含むこと

(7) その他、本仕様書に定めのない事項は、発注者の指示に従うこと。